

第 18 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 10 月 2 日（月）午前 10 時 30 分～午前 11 時 35 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階第 11 共通会議室

3 出席者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

（2）大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

（1）ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議

（2）個別案件の調査審議

5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 18 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森と申します。よろしく願いいたします。着席させていただきます。それではまず、皆様お手元の資料について案内いたします。お手元の資料の 1 枚目に、「第 18 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 次第」、2 枚目に「配席図」をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と 4 種類の資料をお配りしております。まず、資料 1 としまして、「この間の議論の整理と今回の論点」と題した資料をお配りしております。また、その他として、参照条文、参考資料、「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例の施行に関する事項について（諮問）」と題した諮問書の写しがございます。不足等ございませんでしょうか。それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。坂元会長よろしく願い申し上げます。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。最初に委員全員のご出席をいただいておりますので、本日の審査会は有効に成立をしていることをお知らせいたします。毎回同じことを申し上げて恐縮ですけれども、この審査会は大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第 9 条第 6 項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手続については非公開となっております。従いまして、本日はお手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」のみを公開し、議題（2）の「個別案件の調査審議」につきましては非公開となります。従いまして、議題（1）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退室をいただくこととしております。ご承知お

きいただきますようお願い申し上げます。それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題（１）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」でございます。関連する資料は、資料１と参照条文、参考資料及び諮問書の写しです。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○平澤室長　それでは、資料１に沿いまして、事務局より説明をいたします。まず１頁でございますけれども、「この間の議論の整理」ということで、１頁につきましては、この間、公開の資料でも出してまいりましたとおり、内容については変更ございません。すでに確定したものということで理解をしております。２頁の「法律による保護」につきましても同様でございます。この間の議論を踏まえていったん内容はこれで確定をさせていただいていると考えております。３頁でございますけれども、３頁の２のところでございます。こちらの点、現行の大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例での公表制度における「『インターネットによる不特定の者に対する通信』における発信者の情報を取得・公表する『公益上の必要性（法益）』について」ということで、こちらにつきましては、前回の審査会の議論を踏まえまして事務局の方でまとめておるところでございます。まず、（１）でございますが、「現行のヘイトスピーチ条例での公表制度の目的」ということで、これは前回の議論を踏まえまして、条例上ヘイトスピーチを禁止行為とはしておらず、公表制度は制裁的な手段として設けられたものではないと解されるということでご意見いただきました。そして、市民の関心と理解を深めることを目的とするものであるというご意見、そして、cのところですけども、公表による抑止効果というのはヘイトスピーチのない社会の実現に向けた大阪市の認識や表現内容等の情報提供に付随するものにすぎない、ということでご意見いただいておりますので、その趣旨をまとめておるところです。続きまして、４頁にまいります。４頁「（２）現行のヘイトスピーチでの公表制度において発信者の情報を取得・公表する『公益上の必要性（法益）』について」ということですが、こちらにつきましてもご意見いただいております。１番最後の部分ですが、現行のヘイトスピーチ条例の公表制度の下で表現活動者の氏名等の情報を取得する規定を設けることにつきましては、憲法上の要請ですとか電気通信事業法、プロバイダ責任制限法の規定の例外を設ける公益上の必要性は極めて乏しく、無理があると考えられるというご意見をいただいておりますので、その趣旨をまとめております。次、３です。「ヘイトスピーチに係る『インターネットによる不特定の者に対する通信』における発信者の情報を取得・公表する方策について」ということで、諮問といたしましては、「発信者の情報の取得のための『条例改正も含む実効性のある方策』についての意見」ということ、そして「現行条例の公表制度の下で発信者情報を取得することは無理がある」ということで、２つの方策が考えられるのではないかとご意見をいただいております。１つが「ヘイトスピーチを違法行為として禁止する」というcの部分です。もう１つ、dのところですけども、「ヘイトスピーチの対象となった特定人等の

活動の支援の措置を条例に盛り込む」。この2つの方法が考えられるのではないかと、ということでご意見をいただいております。この2つをどのように考えていくかという点についてもご意見いただいております。eの部分ですけれども、こちらもやはり、憲法で保障されている表現の自由との関係を十分考慮する必要がある、ということで、ヘイトスピーチを違法行為として禁止することについては、議会において慎重に議論し判断されるべきものであるということで、審査会としては踏み込むべきではないというご意見をいただいております。こういったことから、ヘイトスピーチの対象となった特定人等の活動支援の措置を条例に盛り込み、その一環として発信者の情報を取得する方策について検討する、という形で前回の審議ご意見をいただいております。そのご意見を踏まえまして、(2)でございますが、「本件方策の『公益上の必要性（法益）』について」ということで、どのような形で取得していくかという具体的な制度を考える中で、電気通信事業法及びプロバイダ責任制限法のそれぞれの規定が許容する範囲内のものかどうか、ということ判断していこうということで(2)にまとめております。その際には、やはり「徳島市公安条例事件」において示されました基準というものも踏まえた上で判断をしていこうということで考えております。また、(2)の部分はそのような形でまとめさせていただいております。これまでのご意見をまとめておりますので、特にご意見ございませんでしたなら、5頁の下の「今回の論点」に入りたいと思っておりますが、特にご意見はございますか。それでは、続けて、5頁下「今回の論点」に入りたいと思っております。「本件方策の具体的な内容に係る論点」ということで、いくつか事務局の方でまとめておるところでございます。まず1つ目は、この本件方策の目的ということで2点、事務局の方でまとめておるところです。まずaでございますが、「本件方策の目的としては、市民等が、表現活動者に対して訴訟提起等何らかの行動をしようとする場合、当該表現活動者を確定させるために何段階にもわたっての発信者情報開示請求訴訟の提起などの多大な負担を負うことになる」、従いまして、「行政がヘイトスピーチと認定した表現活動について、市民等の支援としてプロバイダ等に発信者情報の開示請求を行い、取得した情報を提供することで市民等の権利救済を図る」ということが1つ考えられるだろう、ということで、aでまとめております。bでございますけれども、「また、当該発信者情報の提供を受けた市民等が訴訟等により自己の権利救済を図る事例を蓄積することで、ヘイトスピーチを許さない社会機運を醸成し、ヘイトスピーチの抑止につなげることも考えられる。」ということで、事務局でいったんまとめさせていただいております。これはあくまで、たたき台ということで、委員の皆様にも本日ご意見をいただければと考えておるところでございます。前回の審議におきましても、発信者の情報の取得というのは限定的に考えるべきだといったご意見もいただいておりますし、また支援する被害者の属性についても具体的に特定して考えざるを得ない、というご意見もいただいております。現行の条例におきましては、第5条第2項に基づきます申出でございますけれども、こちら

は特定の権利利益の侵害というのを要件にしておりませんが、本件方策にかかる目的、また後ほど説明します対象者につきましても、いただいた意見を踏まえまして、限定的な形での整理ということでさせていただいております。先ほど申し上げました訴訟提起等で、多大な負担を負うということ申し上げましたけども、こちらにも具体的な事例と言いますか、平成23年に日本弁護士連合会が「プロバイダ責任制限法検証に関する提言（案）に対する意見書」というのを出しておられまして、その中で触れておられるんですけども、プロバイダ責任制限法ではプロバイダの住所地というのが管轄の裁判所になる。それはやはり、東京である場合が非常に多いということ、そしてまた、発信者情報の仮処分を行うに際しまして、最低2回出廷が必要であるということになりますと、地方、大阪からということになりますと、やはり時間もかかりますし、10万円を超える費用がかかってくるといった問題があるといったご指摘もございますので、そういった趣旨も踏まえまして、大阪市がヘイトスピーチと認定した表現活動について、市民の負担を軽減するという意味で支援をするということには一定の公益性を認めることができないだろうか、ということで今回のたたき台で用意させていただいているものでございます。続きまして対象者がイですね、ご説明させていただきましても、こちらただいまの説明を踏まえまして、自己の権利を侵害されたとする市民等とするということが考えられると考えております。これはプロバイダ責任制限法での規定と同じ形に整理をさせていただいておるところでございます。論点のア、イ等は関連しておりますので一括してご意見をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。先ほど事務局から、対象者については、自己の権利を侵害されたとする市民等とするとの考え方が示されましたけれども、この権利侵害性についてどなたかご意見ございませんでしょうか。松本委員、どうぞ。

○松本委員 はい。今、事務局の方から説明いただきまして、権利侵害性の問題について、新たな論点というのを提起していただきました。なかなか難しい問題でございまして、とりわけ、現行の条例の元々の仕組みというものを前提に考えてみた場合に、それとの整合性をどうとっていくかという点が、どうしても出てくるだろうと思われるからでございます。元々、条例が想定していた特定人等というのは、ヘイトスピーチの被害者というものかと思うのですが、ただ被害者と言いましてもその人達がヘイトスピーチによって、自己の権利利益を侵害されているということは、特に条例上要件となっているわけではありませんので、被害者というのはあくまでも厳密な法的意味の概念ではなかったわけですね。ヘイトスピーチを受けたことによって、恐らく極めてつらい状況に置かれている人達ということは言えるかと思えますし、特に申出人とされる人達というのは、その被害者集団の代表者という形で、ヘイトスピーチのない社会をつくる条例の趣旨に賛同して関与してきた人達だというふうに理解することができるかと思えます。また、大阪市もヘイトスピーチの

ない社会を形成するために、公的組織として公正なその秩序形成の後押しをしようとする形で、条例を施行しているというふうに考えられるわけでありまして、ここにはですね、特定の個人ないし集団の権利利益の侵害といったものは特に想定されていないし、それが無いといけないということにはなってなかった。しかし、その特定人等の活動支援、あるいは被害者支援ということになってくると、どうしてもその権利利益を擁護するという観点が必要になってくるわけでありまして、個人ないし集団向けの利益の擁護、という従来、条例が直接想定していなかった考え方を入れざるを得なくなってくる。これがこの問題を考えていく上において重要な論点になるだろうというふうに考えています。とりわけ、その活動支援の中身としてプロバイダから発信者情報を取得し、それを提供するという仕組みを設けるとしますと、発信者情報の開示を請求されたプロバイダといたしましても、権利侵害性というものが前提になってないとそれに応じるというのは非常に難しいのではないかとこのように考えられると思います。そうだといたしますと、発信者情報の取得・提供、それに基づく被害者支援、そういった仕組みを今後考えていくのであれば権利侵害の問題、あるいは権利擁護の問題というのも考えていく必要があるかと思う次第です。以上です。

○坂元会長 はい。ありがとうございました。今のお話に出ましたけれども、現在、我々が論じている問題というのは、単に、大阪市限りの対応のみ関わるものではなくて、プロバイダの対応についても考えておく必要があると思うのですけれども、この点、この問題に詳しい濱田委員からも、どのような意見があるか聞かせてください。

○濱田委員 今、想定している制度に基づいて、プロバイダに対して発信者情報を開示してほしいという要請をした場合に、やはり現行法上、プロバイダは電気通信事業者として通信の秘密を保護しないといけない、という守秘義務を負っておりますので、その守秘義務があるけれども開示していい場合として、プロバイダ責任制限法第4条の要件を満たす場合には開示できるというような定めの中で、プロバイダというのは行動していると考えられますので、やはりそこの枠組みを大きく離れた形で開示を請求しても、なかなかプロバイダとしては、現実的には開示に応じる可能性は低いのではないかなというふうに考えます。プロバイダ責任制限法第4条の要件というのは、特定の方が、権利を侵害されたことが明らかである場合に、損害賠償請求権の行使等の必要である時には開示の請求ができるというような枠組みを取っておりますので、必ずしも今回想定している制度というのが、これと全く同一の要件である必要はないとは思いますが、やはり同じような枠組みで求めていくのでないと、プロバイダから現実的に開示を得られる可能性が低いと思いますので、そういった点からも、本件制度で開示を要求する場合には、ある程度具体的な権利を侵害された方からの要請に基づいて請求しているという形をとる必要があるのではないかとこのように思います。以上です。

○坂元会長 濱田委員、どうもありがとうございました。今のお話ですと、やはりプロバイダ責任制限法第4条の要件と同じような枠組みで求めないと難しいので、支援の対象

者には権利侵害性を要件とするということになるかと思えます。今、支援ということになっているのですが、支援目的等について何か事務局の方からお話ございませんか。

○平澤室長 先ほどご説明差し上げましたけれども、こういった形でいわゆる今回、権利侵害を受けた者ということで、現行の条例第5条第2項の申出人とはちょっと違う形を設けていこうという中で、どういうことで徹底していけば、いわゆる法益という形が考えられるかということ、一旦たたき台ということで、今回資料で示させていただきましてけれども、こういった考え方で条例の中にこの支援を盛り込んでいくことについて、その是非も含めまして委員の皆様方から本日ご意見をいただければと思います。

○坂元会長 どうもありがとうございました。先ほど濱田委員からは、プロバイダとしても具体的な権利侵害ということがないと開示は難しいのではないかというご意見があったわけですが、この点、プロバイダへの発信者情報の開示を義務付けることの可否について、どのように考えたらいいのかということなのではと思いますが、この点、どなたかご意見はございますか。

○角松委員 よろしいでしょうか。

○坂元会長 角松委員、よろしく願いいたします。

○角松委員 今回の支援の目的で制度を設計する際に、やはり問題になるのが大阪市の方から発信者情報の提供を求める時に、それをプロバイダ等に条例で義務付けるものとして設計するのか、それとも任意提供を求めるものなのかという点を明確にしておく必要があるのかなというふうに思っております。ただ、義務付けを大阪市の条例に基づく大阪市の一方的な判断に基づいて、プロバイダが情報提供しなければならないとするのは、やはり電気通信事業法第4条の目的・効果を阻害する恐れがあるのではないかと思いますので、かなり慎重に対処する必要があるのではないかと思います。他方で任意提供を求めるという線で考えますと、電気通信事業法第4条も正当行為として認められる場合には、第1項であれば通信の秘密の保護の例外、第2項であれば他人の秘密の例外ということで、正当行為による例外を認めていると思いますので、その範囲にあるものとして認められる余地があるのではないかと思います。その場合においては、プロバイダ等が任意提供の必要性や表現活動者としての関係を踏まえた上で提供するものというふうに整理できるのではないかなと思います。ただ、その上であまり大阪市としても、発信者情報の提供を任意提供として求める上で、こういった場合であればそういう求めをやっていくのかということについての公平性、客観性を担保するための仕組みというのはやはり必要になるのではないかなというふうに考えます。以上です。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。今のお話ですと、プロバイダ責任制限法第4条の正当行為による例外が認められる場合には、プロバイダが任意で情報提供をするということは可能ということになるかと思えます。それで角松委員の方からは、そういう任意提供を求める場合にあって、公平性をどういうふうに担保するか

ということも大阪市としては考えないといけない、というご意見であったと思います。そうすると、角松委員のお考えでは、その公平性、客観性を担保するためには第三者機関が、やはり必要だというようなことでしょうか。

○角松委員 この論点については、大阪市としてそれが一般的な考え方かどうかということも関わるかなと思いますけれども、公平性、客観性を担保するために第三者機関を求めるとことは1つの考えとしてあるのではないかと思います。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。ところで、先ほど濱田委員から発信者情報について、プロバイダにとって開示は困難ではないかというご意見がありましたけれども、その場合の発信者情報の範囲について、どのように考えたらいいかということで、濱田委員の方で何か付け加えることがあればお願いいたします。

○濱田委員 プロバイダに対して発信者情報の開示を求める場合の中身として、もちろん訴訟等とかそういった手続の支援とかいうことを考えるのであれば、相手方を特定できる状況が必要になるということになると思います。その場合に、例えば投稿サイトに何らかの動画を投稿されて、それによってそれがヘイトスピーチに当たるような内容で、特定の方が権利侵害を受けたような、そういった場合を想定しますと、最も必要なのは投稿して権利侵害をした人の名前とか住所とかそういう情報になると思います。ただ、通常、一般的にはそういったインターネット上の動画投稿サイトであるとか、そういった掲示板でも、投稿者の実名とか住所とか、そういう情報を保有していないところが一般的には多いと思いますので、そういったものをそういう投稿サイトへ開示を要求しても、そもそも持っていないということになる可能性が高いと思います。そういった場合には、例えばプロバイダ責任制限法に基づく請求の場合には、その投稿されたサイトに残っている投稿者が投稿サイトで使ったIPアドレスとか、その投稿に使われたIPアドレスの時間を記録したタイムスタンプといった情報を出してもらって、その情報に基づいて、さらに、書き込みをとく投稿する際に使用したインターネットプロバイダ、いわゆる経路プロバイダに対してさらに氏名や住所等の情報の提供を求めていくという手続きになるかと思っておりますので、開示を求める内容としては氏名や住所のみならず、IPアドレスとかタイムスタンプといったものも求める形にしなければ実効性は確保できないように思います。以上です。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。今のご説明ですと、プロバイダに求める発信者情報の範囲というのは、やはり投稿者のIPアドレスやタイムスタンプといった、プロバイダ責任制限法と同一というふうになるのだと思います。仮にこういう形で、例えば、発信者情報を大阪市が取得したとしましても、こうした発信者情報については、慎重に取り扱う必要があると思うのですけれども、この点について小野委員から何かございますか。

○小野委員 なんらかの条例化を行うという仮定的な議論になると思いますけど、一応、大阪市が外部に情報を提供することになりましたら、この提供した情報が別の目的といいますか、報復的、あるいは社会的制裁のために用いられるということにな

らないような措置が必要かなと思います。そういう意味で、使用目的を制限することも検討しなくてはいけないということになると思います。1つの方法としては目的外使用の場合は、それが不法行為を構成するというのが、民事上そうなると思いますが、そのことを条例に一応明記しておくということも考えられると思います。それから、支援目的で大阪市が取得した発信者情報を公表できるかどうか、ということも問題点として挙がっていると思うのですが、あくまでもこれが市民等の活動支援、しかもその支援の中身というのが、訴訟等の権利実現のためには何段階にわたっての情報開示訴訟提起等の負担を強いることになるので、そこをいかに軽減するかという観点で考えるということで、その目的からどこまでできるかという事になりますので、当然それを公表するという事はもう目的の範囲を超えてしまうというふうに考えられます。よって、その対象となった人に取得情報を伝えるところまでにとどまるというような制度設計になってくるのかと思います。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。そうすると、大阪市が提供した発信者情報が報復的な形で使われてはいけないので、使用目的を限定して、目的外使用の場合は不法行為を構築するような内容を条例の中で盛り込むということが必要だという、ご意見であったと思います。この問題、大阪市は個人情報保護条例を持っておりますので、この個人情報保護条例との関係性も生ずるわけではありますが、この点、松本委員何かございますか。

○松本委員 はい、個人情報保護条例との関係については、個人情報保護条例第6条第3項第1号、それと第10条第1項第1号です。参照条文を与えられているかと思いますが、それをご参照いただければと思いますけれども、第6条では、収集制限の規定がありまして、本人からの取得、本人からの収集といったことを原則としているわけですね。それから、第10条では、個人情報の目的外使用を禁じている。これらが個人情報保護のために必要な仕組みであることは明らかなわけでありませけれども、もし、今回、プロバイダから発信者情報を取得し、それを被害者等、特定人等に提供するということになると、個人情報保護条例第6条でいうところの、本人収集の原則に抵触するということになりませし、あるいは、第10条でいうところの、目的外使用の禁止に抵触するということになるわけでありませ。ただ、個人情報保護条例は、それぞれ例外規定を設けておりませして、先ほど申し上げた第6条第3項第1号ないし、第10条第1項第1号の法令等の定めがある時というのは、この限りではないということになっておりませ。ですので、今回、そのヘイトスピーチ条例に、新たな仕組みを設け、そこに今回の発信者情報の取得ということの根拠規定を設けるということになれば、少なくとも、個人情報保護条例の抵触問題というのは解決できるのではないかと考えるところございませ。それから、もう1点、第6条第4項ないし第5項には、個人情報保護審議会の諮問という規定が設けられておりませして、本人以外の所からその個人情報収集しようとする時には、審議会に諮問しないとイケないというようなことも定められていませしけれども、この点につきませしても、ヘイトスピーチ条例の改正の仕方如何によりませけれども、

諮問を不要とするような仕組みを設けることも不可能ではないかというふうに考えます。以上です。

○坂元会長 はい。どうもありがとうございました。そうすると、その大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号に、法令等に定めがあるときという例外があるので、ヘイトスピーチ条例に本規定を設けた時には、個人情報保護条例との関係は整理できるかという理解をしたところでございます。今、各委員からご意見を頂戴いたしましたけれども、その他、何か、今日取り上げました問題につきまして、付け加えることございますか。はい、角松委員どうぞ。

○角松委員 今日、最初に問題になりました目的のところを市民等の救済、権利救済の支援というふうに位置付けるところですが、それに対応して、求める対象となる場合は、その具体的な権利侵害性が認められる場合に限られるのではないかと、というご意見が松本委員と濱田委員から出たかと思えます。基本的にその点について、私も異論はないのですけれども、その際、そこでいう具体的な権利侵害というのが、プロバイダ責任制限法第4条第1項で想定している場合と全く同じなのかどうか、ということを含めて議論して行く必要があるんじゃないかなと思います。おそらく、それと同じでいくのか、それとも少し広めに設定するのかということによって、この制度がどの程度運用されることになるのかということも関わってくるのかと思いますので、その点も踏まえて議論は必要かなと思いました。

○坂元会長 はい、どうもありがとうございました。確かに、今、角松委員がご指摘になった点は、今後の我々の制度設計において非常に重要な点なので、これを踏まえて、今後議論を進めていきたいと思えます。他、何か付け加えることございますか。よろしいでしょうか。

○平澤室長 会長。

○坂元会長 はい、事務局の方、どうぞ。

○平澤室長 今日の議論のまとめということですが、目的と対象者につきましては、権利侵害性が必要ということで、ご意見をいただいております。ただ、その具体的な権利侵害性というのを、プロバイダ責任制限法と同じにするかどうかの検討が必要ということで、アとイの部分については、ご意見をいただいたかと思っておりますので、その点につきましては、今回は私どもで一応、目的、a、bということで、一旦出させていただきましたけれども、このあたりも含めて、どのような制度にしていくかという検討を、これから、我々の方で一旦詰めていくというふうなことで、本日、結論いただいたかというふうな理解でよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい、私の方は、今の事務局の理解で問題ないと思えますが、他の委員の方、よろしいでしょうか。はい。それでは、今のような事務局の理解で、課題を整理していただくということをお願いしたいと思います。以上で、議題(1)の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策にかかる調査審議」は終了いたしました。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、恐縮ですが、傍聴の方々及び報道機関の方々には、ご退室いただくようお願いいたします。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（２）に進む前に、事務局から、平２８－９、平２８－１０、平２８－１１及び平２８－１２の条例第５条第１項各号該当性の有無に係る諮問については、第１７回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、平成２９年９月４日付けで、審査会から市長あて、答申を行った旨の経過説明があった。

議題（２）個別案件の調査審議

【新規案件（１件）の調査審議（概要聴取）】

○新規案件１件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。

○今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

【市に提供された情報への対応について（報告）】

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数１２通）について、市民局から説明を受けた。

【第１６回・第１７回会議要旨の確認】

○第１６回及び第１７回の会議要旨を確定した。

以上